

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（案）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

第一 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

1 環境負荷低減事業活動の促進の意義

近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化している。これらに対処し、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給の確保を図る観点から、農林水産省では、令和 3 年にみどりの食料システム戦略を策定したところである。

この戦略を実現していくためには、法第 3 条第 1 項に規定する基本理念にのっとり、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが重要である。

特に農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境の変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業である。このため、農林漁業の持続的な発展を図るためには、農林漁業に由来する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の低減を図る農林漁業者の取組を促進するとともに、当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用、当該取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資する流通の確保等を通じて、環境負荷の低減を図る取組の基盤を確立する必要がある。

また、燃油や化学肥料の原料を海外からの輸入に依存する我が国において、環境負荷の低減を図る取組を促進する中で国内資源を有効活用することは、食料安全保障の確立にも寄与するものである。

このような観点から、法第 2 条第 4 項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与するものである。

2 環境負荷低減事業活動の促進の目標

環境負荷低減事業活動の促進の目標として、2024 年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを 50 地区創出することとする。こうしたモデルの横展開や、既に実用化されている有用な技術の導入を促進すること等により、みどりの食料システム戦略

の KPI2030 年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

- ・ 2030 年までに化学農薬使用量（リスク換算）を 10%低減
- ・ 2030 年までに化学肥料使用量を 20%低減
- ・ 2030 年までに有機農業の取組面積を 6.3 万 ha に拡大
- ・ 2030 年までに燃料燃焼による二酸化炭素排出量を 10.6%削減
- ・ 2030 年までに加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を 50%に拡大

第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項

1 環境負荷低減事業活動の促進の基本的な方向性

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境負荷が物質循環を介して、地域全体の自然環境に影響を与えるものであること、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが重要であることを踏まえ、地方公共団体や農林漁業者、食品産業の事業者など、地域の関係者が連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせて、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、農林水産物等の流通の確保、付加価値向上等の創意工夫の取組を推進するものとする。

2 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

（１）農林漁業者が行う事業活動であること

法第 2 条第 3 項の「農業者、林業者若しくは漁業者」とは、農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。また、「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいう。さらに、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

なお、法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画においては、同条第 3 項に規定するとおり、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含め、計画の対象とすることができる。

（２）環境負荷の低減を図るために行う法第 2 条第 4 項各号のいずれかに掲げる事業活動であること

- ① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（同項第 1 号）

化学肥料及び化学農薬の過剰な施用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化

学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動が該当し、化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についてもこれに該当する。

具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用を通じて土壌の性質の改善を行うとともに、局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用等による化学肥料の施用の減少、病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等を通じた化学農薬の使用の減少に取り組むものとする。また、これらの取組の実施に当たっては、地域の農業協同組合の生産部会等で栽培管理の手順・手法を定める栽培暦の改定及びその実践等の取組として一体的に行うことが期待される。

② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）

農林業機械・漁船や、施設園芸での加温設備等における燃油使用に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン及び一酸化二窒素等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動が該当する。

具体的には、農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化、施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長、強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換、アミノ酸バランス改善飼料への切替え等の取組のほか、農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用等が含まれる。

③ 農林水産省令で定める事業活動（同項第3号）

「環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、別途農林水産大臣が定めるものとする。

なお、いずれの取組を行う場合にあっては、農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度取り組む見込みであることに加え、当該環境負荷低減事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意する必要がある。具体的には、事業活動を通じて適正な施肥及び防除、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生産情報の記録及び保存、環境関係法令の遵守等、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践することが求められる。

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システ

ムの確立を図り、農林漁業の持続的な発展等を目的とするものであることを踏まえ、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要がある。

具体的には、当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであることが必要である。例えば、個々の経営状況等に照らして、スマート農業技術を始めとする先端的技術やそれらを活用した農業支援サービスの積極的な利用、食品事業者と連携した新商品の開発や販路開拓などを通じて、環境負荷低減事業活動に伴って増大する労働負荷や生産コストの低減、付加価値の向上等、生産性を維持又は向上させるための取組を推進し、農林漁業の所得の維持又は向上を図るなど、持続性の確保に資することが求められる。

3 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所がその区域に含まれる基本計画（法第 16 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をいう。以下同じ。）の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、燃油等の使用量、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量等適切な数値指標を用いて定めるものとする。

4 環境負荷低減事業活動の実施期間

法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動の実施期間は、5 年間を目途に定めるものとする。

第三 特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）の設定に関する基本的な事項

1 特定環境負荷低減事業活動の内容

特定環境負荷低減事業活動は、法第 15 条第 2 項第 3 号の規定のとおり、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして規則第 2 条の規定に基づき、別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動をいい、地域のモデルとなり得る先進的な取組を想定している。

具体的には、有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動、産地全体で環境負荷の低減に資する先端的技術を備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動、地域の清掃工場等から排出される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動等の取組が含まれる。

特定環境負荷低減事業活動は、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものであることから、実際に「集団又は相当規模で行われ」、「地域における環境負荷の低減の効果を高める」必要がある。このため、実施主体は、2 戸又は 2 名以上の共同で実施する農林漁業者を基本的に想定し

ているが、一の個人又は法人が地域の実情からみて相当規模で環境負荷の低減に取り組む場合には、これも認定できるものとする。また、当該特定環境負荷低減事業活動において、生産及び流通の方式の全部又は一部の共通化を図るとともに、事業実施場所が存する地域の市町村等の地方公共団体と連携・協力し、技術の普及指導、新技術の実証、他地域との交流等を通じて環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めることが求められる。

これらの点については地方公共団体が基本計画の作成に当たって特定区域を設定する際に、当該区域で促進する取組内容について、地域の特性と実情を踏まえて設定できるものとする。

また、法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画では、同条第 2 項第 5 号に掲げるとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価に関する事項について記載することとしており、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、地域のモデルとして自らの事業活動の状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制の整備が求められる。

なお、同条第 3 項に規定するとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含めることができることから、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、必要に応じて、これらの関係者と連携し、地域一体となった取組を形成することが望ましい。

2 特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域の設定に関する基本的な方向性

法第 15 条第 2 項第 3 号に規定する特定区域は、地方公共団体が自らの発意により、特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域として基本計画の中で定めることができるものである。

特定区域の設定に当たっては、特定環境負荷低減事業活動の実施により高い環境負荷の低減の効果が見込まれる区域を設定することとし、基本計画の期間内に、区域内において特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指すことを基本とする。したがって、特定区域を定める際には、区域内で想定する特定環境負荷低減事業活動の具体的な実施内容を併せて明確にする必要がある。

設定する区域の単位については、①農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有することを基本としつつ、②当該区域の取組の実態等を勘案し、飛び地も含めて設定できるものとする。また、特定の農地区画で栽培管理の方法をきめ細かく管理する場合など、必要に応じて地番等を用いて定めることも可能とする。

なお、特に、3 の協定の活用が想定される場合は、特定区域を設定する必要があることに留意すること。

3 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

法第 31 条に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）は、特定区域内において、農林漁業者が基本計画に位置付けられた特

定環境負荷低減事業活動として地域ぐるみで安定的に有機農業に取り組もうとする場合に、病虫害のまん延や農薬の飛散の防止等、慣行栽培との営農手法の調整の課題について地域で合意形成を図るための協定を締結し、市町村長（同条第2項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合には、都道府県知事）の認可を受けることができるようにするものである。

協定の認可により、協定区域の農用地の所有者等が変わっても協定が引き続き効力を有することとなり、安定的に有機農業に取り組むことができるようになるほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく公告縦覧等の手続を不要とし、農用地区域に編入しやすくすることにより、開墾地等でも基盤整備事業等を利用しやすくする措置を講じている。

特定区域において求められる特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地の形成を図ることとしている市町村及び都道府県にあっては、区域内の農業者の意向を踏まえ、協定の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

なお、法第31条第1項に規定するとおり、協定区域は「相当規模の一団の農用地」である必要があるが、特定区域内にある全ての農用地を対象とする必要はなく、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、かつ、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有していれば足りるものとする。

第四 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成に関する基本的な事項

1 基本計画の作成主体

基本計画は、特定環境負荷低減事業活動を始めとする環境負荷の低減に向けた地域のモデル的な取組の創出とその横展開を効果的に進める観点から、地域の広域的な農林水産政策の方向性を定め、技術の普及指導を担う都道府県と、環境負荷の低減に取り組む生産団地の形成に向けた農林漁業者と事業者とのマッチングや土地の利用調整等を担う市町村の双方が連携しながら取り組めるよう、法第16条第1項に規定するとおり、自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して作成できるものとしている。

ここで、「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域」とは、地理的に分断されておらず連続性を有すること（自然的）、地域内での取引等が継続的に反復して行われていること（経済的）、都道府県の支庁や農林漁業者が構成する団体の管轄区域（社会的）等を総合的に勘案して、一体性が認められる地域を指すものとする。

なお、一の都道府県の全域を区域とし、都道府県と当該都道府県内の全市町村が共同で基本計画を作成することが可能である。

2 基本計画の内容

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第16条第2項の規定に基づき、以下の点に留意して作成するものとする。

（１）環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

市町村及び都道府県は、地域の農林漁業の現状や特性を踏まえ、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標について、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めるものとする。具体的な目標例としては、例えば、土づくりや化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む農業者数、有機農業の取組面積等が挙げられる。このほか、環境負荷低減事業活動の促進に寄与するものであれば、国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準 GAP）に取り組む農業者数など、補足的な目標として定めることができる。

目標の設定に当たっては、基本方針の目標の達成に資するものとする、目標年度は５年間を目途として定量的に定めるものとする、基本計画の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるよう、目標の達成状況を適切に計測及び管理する手法を明確化することに留意するものとする。

（２）環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

市町村及び都道府県は、（１）で定める目標の達成への寄与、地域における施肥基準や栽培暦といった慣行的な化学肥料や化学農薬の使用量（慣行レベル等）等地域の標準的な生産方式を勘案し、主要な営農類型における導入すべき技術体系など、環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型を定めるものとする。

また、市町村及び都道府県は、地域の標準的な生産方式や農林漁業者の実施状況を踏まえ、必要に応じて環境負荷低減事業活動として求められる環境負荷の低減の水準を定めることができる。

なお、本事項を定めるに当たっては、法の施行に伴い廃止される前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 3 条第 1 項に基づく導入指針において定められている導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容についても、継続して取り組めるよう配慮するものとする。

（３）特定区域を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

特定区域の区域は、第三の事項を踏まえて、市町村及び都道府県の発意により定めるものとする。特定区域の設定により、特定区域内において特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（法第 19 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の措置を行う者を含む。）には行政手続のワンストップ化等の特例措置が講じられることとなる。このため、特定区域の設定に係る内容の妥当性の確保や合意形成のための手続として、市町村及び都道府県は、基本計画において特定区域に係る事項を定めようとするときは、その旨を公告し、当該事項の案を、理由を記載した書面を添えて、２週間公衆の縦覧に供すること（法第 16 条第 3 項）、利害関係人（特定区域の内外で事業を行う農林漁業者等）は、縦覧期間中に当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができること（同条第 4 項）としてお

り、市町村及び都道府県は、特定区域の設定に当たり、当該手続を適切に実施する必要がある。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、環境負荷の低減に資する先端的技術の成果の利用や当該技術を備えた機械のリース方式での提供、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上等、法第2条第5項に規定する基盤確立事業を有効に活用することにより、農林漁業者による環境負荷を低減させ、農林漁業の持続的な発展につなげることが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、区域内の農林漁業者が自らの状況に応じて適切な基盤確立事業を活用できる環境の整備を図るため、地域の農林漁業の特性や基盤確立事業者との連携等の実態を踏まえ、今後活用が期待される基盤確立事業の具体的内容について定めるものとする。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、その持続性を確保する観点から、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物等の販路を確保する取組が重要である。

このため、市町村及び都道府県は、当該農林水産物の流通及び消費を促進する観点から、環境負荷の低減を通じた地域産農林水産物のブランド化の推進、有機農産物などの学校給食や庁舎等の食堂における利用等を通じた地産地消や、食育など消費者の理解の促進、食品事業者と連携した輸出の促進や販路の開拓、農林水産物の集出荷拠点の整備による流通コストの削減に関する事項等について定めるものとする。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、特定区域の早期の設定を通じて、地域のモデル的な取組を創出し、その横展開を図ることが効果的であり、市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たり特定区域の設定に努めることとする。

その際、農林漁業者、食品産業の事業者その他の事業者や研究機関、普及組織等との有機的な連携の推進、地域の人材育成等の取組が重要となることから、国の施策の活用を含め、域内の農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動の促進に向けて講じる支援措置や推進体制等を基本計画に記載するものとする。

3 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

(1) 市町村及び都道府県の役割分担の明確化

基本計画の作成に当たっては、法第16条第6項の規定のとおり、環境負荷低

減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、地域の実態に応じて市町村及び都道府県の双方が役割分担を明確化するものとし、市町村、都道府県いずれの発意による場合にあっても互いに協力及び連携して取り組むものとする。

なお、基本計画については、都道府県が主導して基本計画の素案を作成した上で、特定区域を設定し地域ぐるみの事業活動を促進しようとする市町村その他の当該都道府県域内の全ての市町村に照会を行うなど取りまとめを行い、都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して計画を作成する場合には、都道府県と調整の上、都道府県が主導して作成する基本計画との整合を図った計画を都道府県と連名で作成することも可能である。

（２）市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）等に基づき地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。以下この（２）において同じ。）や、地域の農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために地方公共団体が独自に策定している計画等を活用することができるものとする。

（３）基本計画の作成に当たっての地域の合意形成の促進

特定区域での取組を始め、基本計画の実効性を高めるためには、あらかじめ基本計画を作成する市町村及び都道府県のみならず、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者等、関係者が一体となって取組を進めることが重要である。このような観点から、基本計画の作成及びその推進に当たっては、関係者との意見交換を実施するほか、必要に応じて、関係者で構成する協議会を組織し、事前に当該基本計画に定める事項について当該協議会に協議するなど地域の食料システムの関係者の相互連携と合意形成を促すことに配慮するものとする。

（４）地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第 5 項に規定するとおり、環境負荷低減事業活動の実施が地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全など地域の環境保全に寄与するとともに、特定区域の設定を通じた特定環境負荷低減事業活動の促進に当たり農山漁村と都市それぞれの健全な発展と秩序ある整備に配慮するため、地方公共団体が関係法令に基づき実施する地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和を図るものとする。

このため、市町村及び都道府県が基本計画を作成する場合には、農林水産施策を所管する部局と環境施策を所管する部局との間で、特定区域を定める場合には、

農林水産施策を所管する部局と都市計画等の施策を所管する部局との間で相互に連携し、基本計画の内容について協議を行うこと等により、基本計画を作成する市町村の区域において関係する各種計画と基本計画との整合性を確保すべきである。

第五 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

1 基盤確立事業の促進の基本的な方向性

環境負荷の低減を図る取組は、農林漁業者にとって、従来の生産方式から転換するものであり、特に化学農薬の使用削減や有機農業の拡大の実施に当たっては、労働負荷及び労働時間の増大、病害虫のまん延による減収リスク等が生じ得るものであることから、農林漁業の持続的発展との両立が課題となる。

農林漁業者の減少及び高齢化等、我が国農林漁業が厳しい経営環境にある中、これらの課題解決に向けては、農林漁業者自らの取組のみならず、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備することが重要である。

このような観点から、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、法第2条第5項に規定する基盤確立事業を促進するための国の認定制度を設け、先端技術の研究開発及び実証、環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産及び販売、環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物を用いて行う新商品の開発や販路開拓等の事業を推進するものとする。

2 基盤確立事業の内容

基盤確立事業は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 法第2条第5項各号に掲げる以下の①から⑥までのいずれかの事業であって、「環境負荷の低減の効果の増進」又は「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」に相当程度寄与するものであること

「環境負荷の低減の効果の増進」とは、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む際の労働負荷や生産コストの上昇、収量の低下等の課題に対処し、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなることをいう。また、「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」とは、環境負荷低減の取組が持続的に行われるためには、当該取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通することが重要なことから、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業者の所得向上につながる新たな付加価値を創出することをいう。

なお、事業の実施に当たっては、許認可や届出等を要する個々の関係法令や国が定めるガイドライン等を遵守するよう留意するものとする。

① 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進（同項第1号）

ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業技術を始め、環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業をいう。

「先端的な技術」であるかについては、現行の技術の水準、当該技術の普及状況や事業の新規性等を総合的に勘案するものとする。

なお、第1号事業として認定を受けた基盤確立事業実施計画（以下「認定基盤確立事業実施計画」という。）のうち資材又は機械類の開発に該当するものについては、当該認定基盤確立事業実施計画の実施期間が終了し当該技術の研究開発の成果の移転が適切に図られた後において、引き続き当該技術の普及に取り組む場合には、第3号事業又は第4号事業に円滑に移行できるものとする。

② 新品種の育成（同項第2号）

病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業をいう。

③ 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売（同項第3号）

環境負荷の低減を図るため、堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売、除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業をいう。なお、「物件」とはソフトウェアを含み、④において同様である。

④ 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させること（同項第4号）

環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械等のリース・レンタル等を行う事業をいう。

⑤ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓（同項第5号）

環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業をいう。

「不可欠な原材料」であるかについては、当該農林水産物を原材料として用いることが当該商品の品質等を特徴づけるものとなっているか等を総合的に勘案するものとする。

⑥ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化（同項第6号）

「流通の合理化」とは、農林水産物の流通コストを削減するための流通の効率化、農林水産物の価値を高め、又は需要を開拓するために行う流通上の品質管理や衛生管理の高度化等をいう。具体的には、環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷さばき業務の合理化、調製、保管又は配送の共同化、品質管理又は販売情報管理の高度化等、既に用いている販売の方式を改善し又は新たな販売の方式を導入する事業等が含まれる。

（2）事業効果が広域的に寄与すること

基盤確立事業は、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備するものであることから、事業展開による環境負荷低減の取組への効果が地域の農業協同組合の管轄区域や県域を超えて波及することが求められる。その際、自らの事業の実績又は同業他社の事業の実施状況等を勘案するものとする。

（3）事業内容が一定の先進性を有すること

基盤確立事業は、環境負荷の低減の効果の増進を相当程度期待するものとして、事業内容について一定の先進性を有することが求められる。その際、現行の技術水準や当該技術を備えた製品及びサービスの普及状況、同業他者や事業実施地域における事業の実施状況等を勘案するものとする。

3 基盤確立事業実施計画の作成に関する事項

（1）作成主体

基盤確立事業を実施しようとする者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

（2）基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標に関する事項

基盤確立事業を実施しようとする者は、その事業内容に応じて、実施期間において達成すべき環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標を定めるものとする。目標の設定に当たっては、研究開発等に関する事業であれば当該技術の性能や当該技術を活用した製品等の市販化時期及び価格、機械類の生産及び販売、新商品の生産及び販売の拡大に関する事業であれば当該製品等の取引量の拡大など当該事業内容に整合的なものとする、基本方針の目標の達成に資するものとする、目標年度は事業の実施期間の終了年度とすること、事業の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるようにすることに留意するものとする。

(3) 基盤確立事業の内容及び実施期間

実施期間内に実施する基盤確立事業の具体的な内容及び実施時期について記載するものとする。実施期間は、5年（新品種の育成に関する事業については10年以内）を目途に定めるものとする。

(4) 基盤確立事業の実施体制

基盤確立事業の内容に係る役割分担等の実施体制について記載するものとする。

4 租税特別措置法に基づく農林漁業者が導入する機械等に係る課税の特例の確認等に関する事項

(1) 環境負荷低減事業活動用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた農林漁業者は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の4第1項及び第44条の4第1項等の規定に基づき、環境負荷低減事業活動用資産の取得等を行った場合に所得税又は法人税の課税の特例措置を受けることができる。

環境負荷低減事業活動用資産とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産であって、その取得価額が100万円以上であり、基盤確立事業実施計画の認定の際に、事業者が基盤確立事業において製作又は建設する機械等が次の基準のいずれにも該当することについて確認できたもの及び当該機械等と一体的に整備される建物等に限られる。

① 次のいずれかに該当する機械等であること。

イ 慣行的な生産方式と比較して、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の量の減少に資する機械等（複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。）（例：可変施肥機）

ロ 環境負荷低減事業活動（化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の量を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等（例：水田用除草機、色彩選別機）

② 一定期間内（10年以内）に販売されたモデルであること。

③ 基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル（ベンチャー企業等が初めて事業化したモデルを含む。）のものであること。

(2) 基盤確立事業用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第39条第1項の認定を受けた者は、租税特別措置法第11条の4第2項及び第44条の4第2項等の規定に基づき、基盤確立事業用資産の取得等を行った場合に所得税又は法人税の課税の特例措置

を受けることができる。

基盤確立事業用資産とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の機械等（例：堆肥の広域流通を促進するペレット化装置）及び当該機械等と一体的に整備される建物等をいう。

第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項

1 租税特別措置法に基づく課税の特例に係る措置

法及び租税特別措置法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、基盤確立事業実施計画の認定を受けた者については、それぞれ所得税又は法人税に係る課税の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての初期の税負担の軽減に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、法に基づく認定制度の運用に当たっては、農林漁業者等に対して当該措置の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫等による融資に係る措置

法第 26 条に規定する認定農林漁業者及び法第 40 条第 1 項に規定する認定基盤確立事業者は、法に基づく特例措置及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金繰りに資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、法に基づく認定制度の運用に当たっては、認定農林漁業者及び認定基盤確立事業者に対して当該措置の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

（認定農林漁業者への措置）

- ・ 農業改良資金の償還期限の延長（法第 23 条）
- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第 24 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 沿岸漁業改善資金助成法に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

- ・ 畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第 26 条）
- ・ 食品流通改善資金の貸付適用（法第 27 条）

（認定基盤確立事業者への措置）

- ・ 食品流通改善資金の貸付適用（法第 41 条）
- ・ 新事業活動促進資金の貸付適用

3 既存の施設等の有効活用の促進

地域ぐるみで環境負荷の低減を図る取組等を進めるに当たっては、大規模な有機農業団地の形成に不可欠な堆肥を共同で処理・保管する堆肥舎、共同利用する環境

負荷の低減に資する農業機械の格納庫、当該取組を通じて生産された農産物を慣行農産物と切り分けて流通・加工・販売する施設など複数の施設を活用するニーズが想定される。

これらのニーズに対応し、環境負荷低減事業活動の促進を図る観点から、基本計画を作成している地方公共団体は、地域の既存施設等の有効活用に努めるものとする。その際、必要に応じて、認定特定環境負荷低減事業活動実施計画及び認定基盤確立事業実施計画に係る補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する財産をいう。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用すること等をいう。）に係る行政手続の簡素化の措置の活用について検討するものとする。

4 環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の総合的な推進

国は、法第 4 条に規定するとおり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有している。

このため、国は、法第 2 章に掲げる国が講ずべき施策の規定を踏まえ、関係省庁間の相互連携の下、法に基づく措置と併せて、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する関連施策の推進に努めるものとする。具体的には、みどりの食料システム戦略、農林水産省地球温暖化対策計画、農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を積極的に促進するとともに、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく課税の特例（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく株式会社脱炭素化支援機構による資金供給、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）に基づく農林漁業法人等投資育成事業の推進、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づく多面的機能発揮促進事業の推進、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づく措置その他関係法令に基づく支援措置の活用、法に基づく認定制度と農林水産関係予算事業との連携等、総合的に施策を推進する。

（以上）